

### 3 農山漁村地域における防災・減災、国土強靭化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

#### 現状と課題1 農業用ため池、排水機場等の防災対策の強化



#### 現状と課題2 治山施設の長寿命化対策の強化



#### 現状と課題3 海岸保全施設等の耐震・耐津波対策の推進



頻発・激甚化する風水害・土砂災害や地震等に対し、防災・減災対策を強化するため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」（以下3か年緊急対策）など必要な予算の確保および制度を拡充するとともに、対策期間終了後の令和3年度以降も、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、十分な予算の確保および財政措置の継続を図ること。

1 選定基準の見直しによる防災重点ため池の増加により、ハード対策が長期間にわたると見込まれることから、「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置と同様の財政措置を継続すること。また、排水機場および頭首工の多くは老朽化に伴う機能低下を招いているため、早急なハード対策が必要であることから、農業用ため池と同様に「3か年緊急対策」に基づく臨時・特別の措置を講じること。さらに、耐震調査や機能診断、実施計画作成などのソフト対策について、必要な予算を確保するとともに、令和2年度までとなっている国の定額補助の期限をさらに延長すること。

2 災害に強い森林づくりを推進するため、山地災害対策に係る予算を継続的に確保するとともに、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるための予算を十分に確保すること。

3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設・津波防波堤の整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算の確保や起債充当率の嵩上げを行うとともに、海岸保全施設の耐震対策を加速させるため、耐震性能調査の適債化・定額補助金化など財政措置の充実を図ること。

【農林水産部】

## 4 Society5.0（防災分野）の地域社会での実現

（内閣府、総務省、国土交通省）

### 【要望項目】制度・予算

- 1 国等がAI技術等を活用して地域の防災対策のために研究している開発成果を、地域での実験で終わらせず、継続して実践できるよう、関連するアプリケーションやプラットフォームの無償または低廉な利用を可能とすること。
- 2 地域の災害対策活動に必要となるデータを国と地域が共有することで、より効果的な災害対策活動が行えることから、SIP4Dと地域の防災情報システムが自動連携を行うために必要となる改修費用について財政支援を行うこと。

### 《現状・課題等》

1 平成30年7月豪雨では、愛媛・広島・岡山の3県における死亡者の約7割が60歳以上の方であり、災害時の高齢者の適切な避難が課題となっています。また、今年の台風第19号においても、死者全体の半数を占める福島県、宮城県では高齢の溺死者が多く、河川氾濫や堤防決壊による浸水から逃げ遅れたケースが目立ちました。

有識者に行ったヒアリングでは「一人暮らしの高齢者の逃げ遅れは『生き続けること』より『避難への負担』の方が大きい」という思いから来るケースも多く、逃げ遅れを防ぐためには、離れた家族から『生き続けてほしい』というサインを送ることが必要」という意見がありました。また、NHKが平成30年7月豪雨の被災者に対し行ったアンケートでは、避難のきっかけについて、31.8%の方が「消防や警察、近所の人、家族や親せきの呼びかけ」と答えており、家族からの「呼びかけ」は高齢者の避難の促進につながると考えられます。

また、最近はSNSにより簡単にコミュニケーションが取れるようになりましたが、こういったツールを利用して、地域住民から発災前の現場情報をリアルタイムで提供していただき、災害対策本部での活動に生かすとともに、あわせて「呼びかけ」を行うことが避難の促進に効果的と考えます。

本県では、「SNS・AI技術を活用した住民避難・水防活動」をテーマとして、令和元（2019）年9月13日に、伊勢市をフィールドとして、国、伊勢市およびLINE社等とともに、これまでで最多の約200人が参加し、IoT（モノのインターネット）、AI（人工知能）等を活用して高齢者等の避難支援（全国初）、住民や水防団等からの情報収集に関する実証実験を行いました。参加した高齢者からは、「声で反応するのでわかりやすい」など好評であり、また、水防団等からの情報提供は災害対策活動に有効と考えられるものの、行政側の情報入力に手間がかかること、住民が必要な情報を提供してくれるか、などの課題も見受けられました。

防災分野におけるSociety5.0の実現に向けて、都道府県・市町村における災害対策活動の中で、こうしたIoT、AIを活用して、SNS等をインターフェースとしながら、住民や防災関係機関からの情報収集、避難行動の促進に向けた呼びかけなど、さまざまな新しい対策を行い、被害の最小化につなげることが重要と考えます。

今回の取組は、国の研究開発（戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期）をベースとしたものであり、現在は実験レベルでの対応となっています。今後、都道府県や市町村が継続的に実践し、効果を測定しながらPDCAサイクルを回して改良し、現場レベルで調整していくことで、新しい時代の防災対策が実現するものと考えますが、そのためのソフトウェアやシステムの構築・運営等に多額の費用が必要です。このため、国は、関係機関と調整して、関連したアプリケーションやプラットフォームの無償または低廉な利用を含めた、研究開発の成果を簡単に地域に移転できる仕組みづくりが必要です。

2 国は、各省庁、地方自治体、民間が収集した防災情報を共有するための「災害情報ハブ」の構築を推進しており、災害時には被災地にISUT（災害時情報集約支援チーム）を派遣し、SIP4D<sup>\*</sup>を活用して現地で収集した情報を地図化して災害対策活動を支援することとしており、平成30年7月豪雨や今年の台風第15号、台風第19号の被害に伴い、ISUTが現地での情報の収集・整理を行い、災害対策活動を支援しました。

本県の防災情報システムは、市町からの情報収集や関係機関との情報共有を実現しており、今年度中にSIP4Dと電子媒体を介したデータ提供が可能となるよう改修する予定ですが、SIP4D側の情報を本県の防災情報システムには取り込めず、国・県・市町間のリアルタイムでの情報共有は困難です。

「災害情報ハブ」推進チームの報告によれば、SIP4Dと地域の防災情報システムとの連携が課題とされており、国は、地域との連携モデルの検討を進めていますが、本県も県内13市町とともにこの検討に参加し、SIP4Dへのデータの受渡し手順等について確認する予定です。

本県の防災情報システムとSIP4Dが自動連携し、ISUTや関係機関と素早くデータを受け渡しできるようになれば、災害対策上、大きな効果が期待できることから、自動連携を可能とするシステム改修費用に対して、国が財政措置を講じることが必要です。

※SIP4D(Shared Information Platform for Disaster management)

関係機関の保有する災害情報が提供された際に、そのデータ形式によらず、必要な形に変換して集約し地図化できる。また、集約した情報を相手のシステムに応じた形式に変換して渡すことができる。

事務担当 防災対策部災害対策課  
関係法令等 災害対策基本法

# 4 Society5.0(防災分野)の地域社会での実現

(内閣府、総務省、国土交通省)

**課題1 高齢者の避難行動の促進が必要**

① 平成30年7月の台風第12号で避難しましたか？

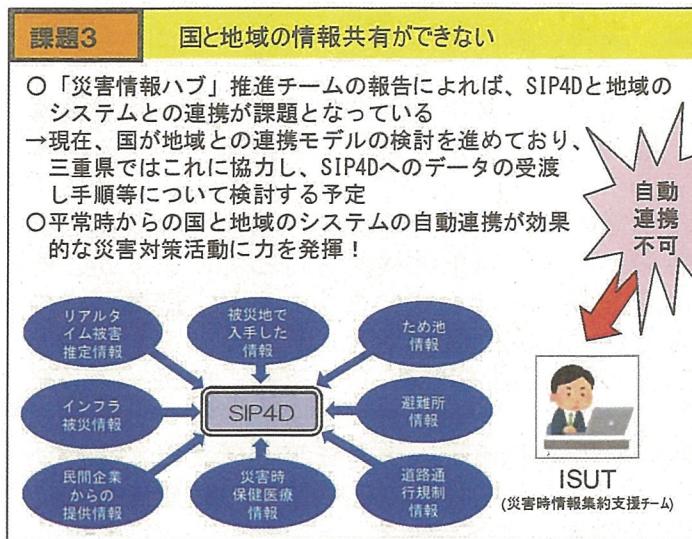
避難状況	60~70歳代	20~50歳代
避難した	60%	40%
避難を検討したが避難しなかった	33.5%	33.5%
避難の検討もなかったし、避難を実際にしなかった	31.8%	31.8%

② 最初に避難するきっかけになったのは何か

きっかけ	割合
那辺の環境の悪化	31.8%
洪水や異常気象の予兆	27.8%
住所の人の呼びかけ	17.4%
家族・隣族の呼びかけ	14.8%
防災無修	4.5%
テレビ・ラジオ	3.5%
その他	1.2%

③ 平成30年7月豪雨及び台風第12号における避難意識と行動に関する調査より  
(平成30年8月20日時点集計速報) 県立広島大学大学院経営管理研究科防災マーケティング研究チーム  
② 「7月豪雨の被災地に対するアンケート」 NHK被災者アンケートより

- 平成30年7月豪雨の3県における死亡者の約7割が60歳以上の高齢者
- 被災地調査でも高齢者は若者より避難しない確率が高い！
- 台風第19号でも高齢者の逃げ遅れが目立つ！
- 家族や地域からのコミュニケーションが避難の大きな力ぎ



**【要望項目】**

- 1 国等がAI技術等を活用して地域の防災対策のために研究している開発成果を、地域での実験で終わらせず、継続して実践できるよう、関連するアプリケーションやプラットフォームの無償または低廉な利用を可能とすること。
- 2 地域の災害対策活動に必要となるデータを国と地域が共有することで、より効果的な災害対策活動が行えることから、SIP4Dと地域の防災情報システムが自動連携を行うために必要となる改修費用について財政支援を行うこと。

【防災対策部】

## 5 南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援

(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【要望項目】制度・予算

- 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民が適切な避難行動をとれるように、国は地方自治体と連携して、避難所の確保や整備に努めるとともに、住民に丁寧に説明し、正しい理解が浸透するよう啓発に努めること。
- 2 M 8 以上の「半割れ」の場合の事前避難に係る避難所運営経費等と同様に、「M 7 以上 8 未満」の「一部割れ」の場合の自主避難に係る避難所運営経費等においても災害救助法の対象とすること。
- 3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され、後発地震発生後では避難が間に合わないおそれのある事前避難対象地域内においては、企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡しまたは利用者の安全確保、公共交通機関の運行停止などの対応が必要となることから、その間の支援策も含め、内閣府と関係府省庁が連携して、具体的な指針を示すこと。

### 《現状・課題等》

- 1 今年は昭和東南海地震 75 年の節目を迎える、同地震により大きな被害を受けた本県では、災害の教訓を次世代に継承するとともに、県民の皆さんの防災意識を高めるため、防災訓練やシンポジウム等を開催することとしています。  
気象庁から南海トラフ地震臨時情報（以下「臨時情報」という。）（調査中）が発表された場合で、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある地域では、評価の結果、発表される情報に応じ、1週間から2週間、臨時情報の種別に応じて、地震への備えの再確認や必要に応じて自主的な避難などを行います。  
市町村においては、臨時情報の発表に備え、情報連絡・伝達体制の構築のほか、新たに地震の時間差発生等における円滑な避難の確保などが必要となることから、本県が主体となり、市町との研究会を定期的に開催し、課題の共有、対策の検討を行っていますが、その中では、特に事前避難等に必要とされる（福祉）避難所の確保や住民への周知啓発が大きな課題となっています。また、避難所での避難生活が1週間に及ぶことから、体育館等の避難所では、エアコンやシャワーの設置など、短期間の避難生活よりも質の高い環境整備が必要となります。このため、国が地方自治体と連携して、（福祉）避難所の確保や整備（環境整備を含む。）の支援、住民への啓発等を実施することが重要です。
- 2 南海トラフ地震がM 8 以上の「半割れ」の場合、被災していない地域における事前避難のための避難所運営経費等が新たに災害救助法の対象とされたところですが、国のガイドラインでは、「M 7 以上 8 未満」の「一部割れ」の場合も必要に応じて自主避難を促しているところであり、こうした事前の自主避難に必要となる避難所運営経費等も災害救助法の対象とすべきです。
- 3 国のガイドラインによると、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合、被災を免れた事前避難対象地域では、1週間を基本とし、事前避難対象地域内に位置する企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡し、利用者の安全確保、公共交通機関の運行の停止などの対応が求められます。その際、関係機関に対して、休業等の必要性を啓発することが重要であり、内閣府と関係府省庁が連携して、周知啓発のほか、必要とされる対応のための具体的な支援を行うことが必要です。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課

関係法令等 災害救助法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

## 5 南海トラフ地震臨時情報への対応に係る支援

(内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表された場合、被災地から離れており、後発地震に備える必要がある地域では、臨時情報の種別に応じて、市町や住民、企業等にはさまざまな対応が求められますが、次のような課題が存在します。

### 課題 1 住民が避難などの適切な行動をとれるように、対策が必要。

#### 【市町からの要望】

三重県では、南海トラフ地震臨時情報への対応等について、市町等と検討しています。

#### 【市町の声】

津波浸水想定地域内である沿岸部には多くの住民が居住している。多くの住民が避難すると避難所の確保ができない。



○県防災施策に関する研究会

### 課題 2 「一部割れ」時の自主避難に係る避難所運営等による地方の財政的負担が大きい。

#### 【国のガイドライン】

住民は日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を取る(必要に応じて避難を自主的に実施)

事前の自主避難に必要となる避難所運営経費は災害救助法の対象外

市町が自己負担で避難所運営をしなければならない

南海トラフの想定震源域周辺における過去のM7以上8未満の地震発生状況(一部割れ)

発生日	震央名称(地震名称)	M
1931/11/2	日向灘	7.3
1941/11/19	日向灘	7.6
1948/4/18	昭和南海地震(余震)	7.4
1961/2/27	日向灘	7.5
1968/4/1	日向灘	7.7
2004/9/5 19:07	三重県南東沖	7.3
2004/9/5 23:57	三重県南東沖	7.5

出典: 内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】(平成31年3月)

地方の財政的負担軽減のため、国による十分な支援措置が必要!

### 課題 3 事前避難対象地域の企業や病院、学校、福祉施設、公共交通機関等の対策が進んでいない。

#### 「半割れ」時、1週間の対策が必要なケース(地域)あり!

- 企業
  - ・事業の継続・中止の判断
  - ・従業員の安全確保など

- 病院や福祉施設
  - ・入院患者や入居者の引渡し
  - ・利用者の安全確保など

- 学校
  - ・臨時休校
  - ・児童生徒の安全確保など

- 公共交通機関
  - ・運行の停止
  - ・運行規制等の周知など

関係者の声  
具体的にどのような対応をするのかわからず、不安

国において企業や病院、学校、福祉施設、公共交通機関等の事前対策のための個別の指針を作成し、対策を推進していくことが必要!

#### 【要望項目】

- 1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民が適切な避難行動をとれるように、国は地方自治体と連携して、避難所の確保や整備に努めるとともに、住民に丁寧に説明し、正しい理解が浸透するよう啓発に努めること。
- 2 M 8以上の「半割れ」の場合の事前避難に係る避難所運営経費等と同様に、「M 7以上8未満」の「一部割れ」の場合の自主避難に係る避難所運営経費等においても災害救助法の対象とすること。
- 3 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表され、後発地震発生後では避難が間に合わないおそれのある事前避難対象地域内においては、企業の事業継続・中止の判断、学校の臨時休校、病院の入院患者や社会福祉施設等の入居者の引渡しまたは利用者の安全確保、公共交通機関の運行停止などの対応が必要となることから、その間の支援策も含め、内閣府と関係府省庁が連携して、具体的な指針を示すこと。

【防災対策部】

## 6 予防・健康づくりの取組の推進

(厚生労働省)

### 【要望項目】制度・予算

- 1 「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」を実施するにあたっては、地方創生の推進につながるよう、地域の実情に応じた取組が促進されるような制度設計とすること。
- 2 本県が次年度予定しているデータやテクノロジーを活用した実証事業を大規模実証事業として位置づけること。
- 3 地域が事業内容を十分に検討し、効果的・効率的に実証事業に取り組めるよう、制度設計の詳細について早期に提示すること。
- 4 地域の実情に応じて創意工夫をした予防・健康づくりの取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保すること。

### 《現状・課題等》

- 本県では、これまで予防・健康づくりに取り組んできた結果、女性の健康寿命は全国2位、がんの75歳未満の年齢調整死亡率は全国5位と改善しました。また、平成30（2018）年度に実施した「第8回みえ県民意識調査」によると、幸福を判断する際に最も重視されたのは、「健康状況」でした。さらに今夏、内閣府が発表した「国民生活に関する世論調査」によると、今後の生活に力を入れたい点として「健康」が最多で66%以上の回答率となっており、他項目の回答率の2倍以上となっています。
- また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版」（平成30年12月21日閣議決定）によると、「東京圏以外の地方における15～29歳の若者人口は、2000年から2015年までの15年間で約3割」減少する一方で、平成28（2016）年度に経済産業省が行った調査によると、就活生が企業を選ぶ条件として、「従業員の健康や働き方に配慮している」と回答したのは4割以上を占める結果となっています。
- 人生100年時代を迎えるにあたって、予防・健康づくりの取組は、地域にとって重要なテーマであるとともに、若者人口の流出防止策として、地方創生の推進にもつながることとなります。
- そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）や「成長戦略実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）では、「データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等を確認するため、エビデンスを確認・蓄積するための実証事業を行う」とこととされており、令和2年度予算の概算要求において、「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」が盛り込まれました。

- 予防・健康づくりの取組は本県を始め全国でさまざまな事業が実施されていることから、地方創生の推進につながるよう、本事業の実施にあたっては、地域の実情に応じた取組が促進されるような制度設計を行っていただく必要があります。
- 本県では、令和元（2019）年9月に立ち上げた「三重とこわか県民健康会議」において、企業の取組の「見える化」や表彰制度、インセンティブの仕組みを創設することにより、多くの人々が一日の大半を過ごす職場での健康づくりの推進を図っているところであり、次年度には、Society5.0やSDGsの視点を取り入れ、データやテクノロジーを活用し、健康無関心層を含む県民を対象にアプローチを行い、健康づくりの健康増進効果等を確認する実証事業に取り組むことを予定しています。
- 本県としては、この実証事業を契機として、エビデンスの蓄積や今後の施策の展開を図るとともに、さらに幅広い分野における実証事業についても検討していることから、次年度、国において予定されている「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」について、本県での実施をぜひお願いしたいと考えています。
- また、事業の実施にあたっては、地域が事業内容を十分に検討し、効果的・効率的に実証事業に取り組むことができるよう、制度設計の詳細について早期に提示いただく必要があります。
- 加えて、予防・健康づくりの取組は、地方自治体が、企業や大学等と連携して、地域の実情に応じて創意工夫をし、エビデンスに基づく施策の展開や、好事例の横展開、新しい技術を活用した先進的な取組などに継続して取り組んでいくことが重要であることから、社会全体で取り組む予防・健康づくりの仕組みが持続可能となるよう、国において恒久的かつ安定的な財源を確保いただく必要があります。

事務担当 医療保健部健康づくり課

関係法令等 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律、健康増進法

# 6 予防・健康づくりの取組の推進

(厚生労働省)

## 人生100年時代の安心の基盤は「健康」

第8回みえ県民意識調査(R元.6)

幸福感を判断する際に重視した事項

**健康状況** 第1位 (68.2%)

国民生活に関する世論調査(R元.8 内閣府)

今後の生活において力を入れたい  
と思うこと

**健康** 第1位 (66.5%)



### 日常生活における歩数(男女別)(H28年度)



目標値に達していない

## Society5.0 × 健康づくり

### データや最新テクノロジー等を活用した生活習慣病対策

<ICT端末の活用による実証事業を検討>

(目的)「運動」や「食生活」の分野の課題の改善や健康無関心層への対策

(対象)「大学生」や「企業の従業員」など

#### ①行動の「見える化」

(個人)

ウェアラブル機器等ICT

端末を活用し、日々の

行動データを蓄積

#### ②生活習慣の改善

(個人)

データ、SNSなどの

健康情報の活用に

より、行動変容を促す

#### ③データの収集・分析(大学等)

データを集約し、その

効果を分析することに

より、エビデンスを構築

実証事業のフィールドは三重県で！

## 【要望項目】

- 「医療・介護の予防に関する大規模実証事業」を実施するにあたっては、地方創生の推進につながるよう、地域の実情に応じた取組が促進されるような制度設計とすること。
- 本県が次年度予定しているデータやテクノロジーを活用した実証事業を大規模実証事業として位置づけること。
- 地域が事業内容を十分に検討し、効果的・効率的に実証事業に取り組めるよう、制度設計の詳細について早期に提示すること。
- 地域の実情に応じて創意工夫をした予防・健康づくりの取組が持続可能なものとなるよう、安定的な財源を確保すること。

【医療保健部】

## 「健康づくり」なくして「地方創生」なし

まち・ひと・しごと創生総合戦略2018 改訂版

(平成30年12月21日)

2000年～2015年の15年間で地方(東京圏以外)

の若者人口(15～29歳)

約3割の減少

平成28年度経済産業省調査

<就活生へのアンケート調査>

「将来、どのような企業に就職したいか」

→「従業員の健康や働き方への配慮」とした割合

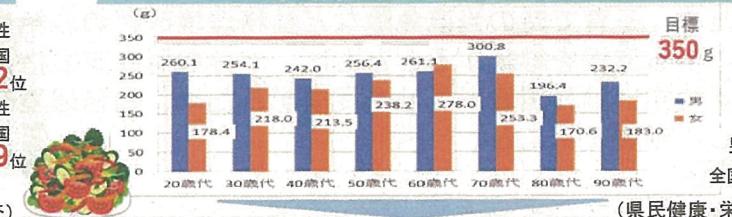
4割超(43.8%)※

※1位の「福利厚生の充実」(44.2%)に次ぐ第2位

(地域ごとに課題は異なる)

## 本県の課題

### 平均野菜摂取量(H28年度)

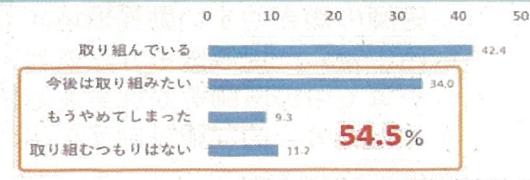


目標値

に達してない

男女とも  
全国第43位

### 県民の健康づくりへの取組状況



約半数の県民が健康づくりに取り組んでいない

## SDGs(協創・包摂) × 健康づくり

### エビデンスに基づく予防・健康づくり

企業、関係機関・団体、市町等と連携してオール三重で取り組む

三重とこわか県民健康会議による横展開

多様な主体による実践



取組が持続可能なものとなるよう安定的な財源を確保！

## 7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

### 1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されるにあたって、業務の引き継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

### 2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 国が実施した看護職員の需給推計については、地域の実態を十分考慮するとともに、推計結果の公表にあたっては、事前に都道府県へ情報提供するなど慎重に対応すること。
- (2) 看護職員の地域偏在の解消に向けた取組を進めるため、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう国が実施した需給推計について情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 看護職員の確保・定着を図るためには、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業や特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 令和2(2020)年度から改正医療法により、臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定について、国から都道府県へ権限が移譲されることから、業務移管に際して遺漏のないよう事務引継が必要です。また、国から移譲される業務量が過大となることが想定されることから、本県の人員確保を含め業務遂行に必要な予算措置が必要です。
- 医師を確保・育成していくため、本県では、県内に勤務する意思のある医学生に対して修学資金を貸与しており、県内の医師数は徐々に増加していますが、地域偏在の課題解消には、まだ時間を要する状況にあります。引き続き、地域偏在の解消に向けて、医師

確保を進めていくためには、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から財政支援が必要です。

- 平成 29 (2017) 年 4 月 6 日にとりまとめられた「新たな医療の在り方を踏まえた医師・看護師等の働き方ビジョン検討会」報告書では、地方で勤務する意思のある医師が多いものの、医師が勤務を敬遠する理由として、労働環境への不安や希望する内容の仕事ができないという理由のほか、特に若い世代では研修環境などキャリア形成への不安が挙げられています。一方、本県が臨床研修医に対して実施したアンケート結果によると、へき地勤務の希望時期は専門医資格取得後や独身時が多く、出産前や子育て世代では、へき地勤務希望が少ない傾向がありました。このため、若手医師が医師不足地域において地域医療を担うためには、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要であることから、勤務環境改善の取組に対する財政支援が必要です。
- 本県では、平成 27 (2015) 年度に県の公的な認証制度である「女性が働きやすい医療機関」認証制度を創設し、現在、15 医療機関を認証していますが、今後、女性医師を含む医療従事者の働き方改革を効果的に進めていくためには、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関に対する評価を国全体で取り組んでいく必要があります。
- 国が地域医療構想の実現を前提条件として看護職員の需給推計をしていますが、地域の現状としては看護職員が不足しているとの声が多くあることから、本県として看護師確保対策を推進している状況にあるため、推計結果の取扱については慎重な対応が必要です。
- 本県では、看護職員の不足とあわせて地域偏在が大きな課題となっていますが、令和元 (2019) 年度に国から示された看護職員の需給推計方法では、施設別の需給推計のみとなっていることから、今後、都道府県において看護職員の需給推計を策定するにあたって、地域別の需給推計ができるよう十分な情報提供や財政支援が必要です。
- 本県では、不足する看護職員の確保のため、これまで三重県ナースセンターによる再就業の斡旋等を実施していますが、平成 27 (2015) 年 10 月より「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の規定に基づき、免許保持者の届出が努力義務になったことから、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成 27 (2015) 年 12 月に三重県ナースセンター四日市サテライトを開所しました。  
また、平成 29 (2017) 年度には相談人員配置を強化して、復職支援事業（ナースカフェ）を開催するなどナースセンターの機能強化を図っていますが、今後も、医療機関等への広報活動をはじめ、きめ細かな就業斡旋を実施していくためには、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要です。
- 本県が実施した「キャリアアップ形成に関する調査」において、約 6 割の看護職員が「キャリアデザインがない」と回答している実態があることから、卒後教育においては、多様なキャリアデザインをサポートする体系的な教育体制の拡充が必要となっています。また、地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、キーパーソンとなる看護職員が多職種と連携しながら患者のケアを中心的に担うことが求められています。  
さらに、必要に応じて褥瘡のケア、気管カニューレの交換、脱水時の輸液等の医療ケアを医師の判断を待たずにタイムリーに提供することができる看護師（特定行為研修修了者）についても、確保・育成を図る必要があります。

担当課名 医療保健部地域医療推進課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

## 7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その①

(厚生労働省)

### 医師の確保対策

- 臨床研修病院の指定等に関する権限移譲
  - 臨床研修病院の指定・取消
  - 年次報告の受理
  - 研修医の募集定員の設定
  - 研修プログラムの変更受理
  - 指定継続に係る訪問調査 など

**業務引継ぎへの配慮や予算措置が必要**

- 三重県修学資金貸与者の勤務開始時期と人数
 

これまで 690 人の医学生に貸与

年	人数
2009	1
10	5
11	11
12	17
13	36
14	54
15	85
16	127
17	194
18	250
19	312
20	364
21	393
22	420
23	

修学資金を活用し、地域勤務できる若手医師の確保

若手医師の確保・育成に向けた 安定的な財源確保が必要

### 医師の働き方改革

■ 医師の都市部以外で勤務する意向

回答	割合
ある	44%
ない	56%
記載なし	0%

「ない」理由  
・地方勤務の意向あり  
・専門医の取得  
・仕事内容への不安

【医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査（厚生労働省）】

宿直1回当たりの拘束時間 [H27 厚生労働省調査]

時間帯	割合
12時間以下	7.2%
12時間超～14時間以下	7.8%
14時間超～16時間以下	79.8%
16時間超	5.2%

拘束時間平均 15.2 時間（実労働時間平均 5.3 時間）

医療崩壊につながらないよう配慮しつつ、医師の長時間労働の改善のための業務負担軽減が必要

【三重県研修医アンケート】

研究医のへき地勤務希望時期

時期	割合
初期研修中	20%
専門医研修中	22%
専門医取得後	50%
結婚	25%
出産前	10%
子供が未就学児	15%
子供が小学生以上	10%
子育て中	20%

へき地勤務希望時期  
・専門医資格取得後や独身時 ⇒多い  
・出産や子育て世代 ⇒少ない

■ 「女性が働きやすい医療機関」認証制度 **全国初**

女性の医療従事者が働きやすい環境づくりに主体的に取り組んでいる医療機関を認証する三重県独自の制度（15医療機関を認証済！）

<認証医療機関からの声>  
・職員のモチベーションが上がり、離職率が改善  
・就業希望者が増加

若手医師の勤務や女性医師の増加にあわせて、子育て支援など働きやすい環境の整備が必要

### 【要望項目】

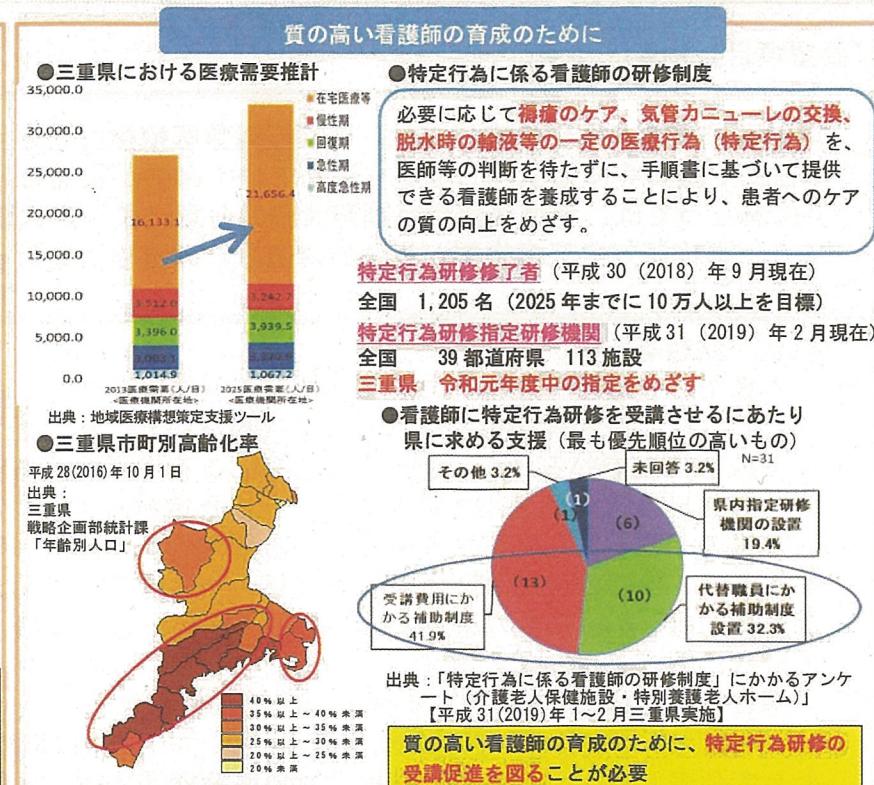
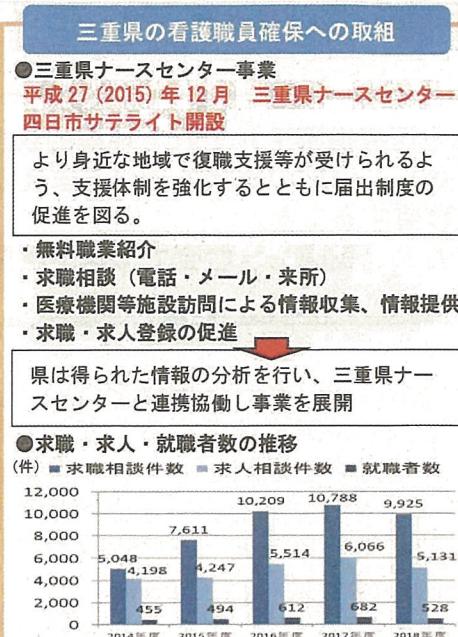
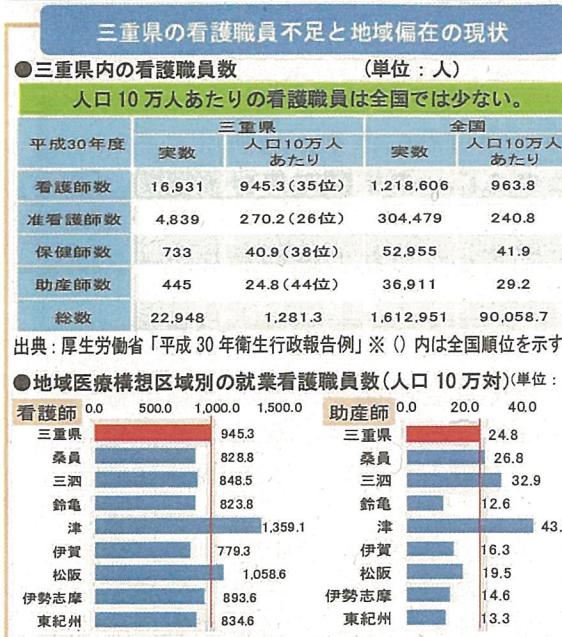
#### 1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 臨床研修病院の指定および研修医の募集定員の設定権限が国から都道府県へ移譲されるにあたって、業務の引継ぎ等、十分配慮するとともに、業務遂行に必要な予算措置を行うこと。
- (2) 地域医療確保のための奨学金など都道府県が実施する医師の確保に関する事業に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、長期的な観点から十分な財政支援措置を行うこと。
- (3) 医師の働きやすい勤務環境を整備するため、子育て時の当直免除など勤務環境改善の取組や医師の業務負担軽減のための取組に対し、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- (4) 子育て中の医師等が就業を継続し、働きやすい勤務環境づくりを促進するため、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するための公的な認証制度を国の制度として創設すること。

【医療保健部】

## 7 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 その②

(厚生労働省)



### 【要望項目】

#### 2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- 国が実施した看護職員の需給推計については、地域の実態に十分考慮するとともに、推計結果の公表にあたっては、事前に都道府県へ情報提供するなど慎重に対応すること。
- 看護職員の地域偏在の解消に向けた取組を進めるため、都道府県が地域別に将来の需給推計が可能となるよう国が実施した需給推計について情報提供を行うとともに、地域医療介護総合確保基金による十分な財政支援措置を行うこと。
- 看護職員の確保・定着を図るために、看護職員が切れ目のないキャリアを積み重ねられるように復職や就業等のさまざまな支援を行う必要があることから、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。
- 地域包括ケアシステムを担う質の高い看護職員の確保・育成のため、多様なキャリアデザインを支援するための研修事業や特定行為研修の受講促進の取組に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続するとともに、十分な財政支援措置を行うこと。

## 8 地域の実情をふまえた地域医療構想の推進

(厚生労働省)

【要望項目】**制度**・予算

地域医療構想の実現に向けては、再検証対象医療機関とされた医療機関それぞれで地理的状況等が異なることや、再検討にあたっては住民や議会等にも説明しながら進めていく必要があることから、地域の実情を十分ふまえるとともに、再検証対象医療機関の取扱いにあたっては、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重すること。

また、再検証対象医療機関が具体的対応方針の再検討を行うため、民間も含む全ての医療機関に関する十分かつ速やかなデータ提供を行うこと。

### 《現状・課題等》

- 本県では、地域医療構想の実現に向けて、毎年度7月1日時点のアンケート調査を行い、病床機能報告結果を最新の情報に補正するとともに、民間医療機関にも令和7（2025）年に向けた対応方針の策定を求めるなど、地域医療構想調整会議の議論が活性化するよう取り組んでいるほか、定性的な基準による病床機能報告を補完する取組として、診療実績をもとに急性期の一部を回復期相当とする県独自の定量的基準を導入し、こうした情報をもとに具体的対応方針をとりまとめました。
- 本県の公立・公的医療機関等における具体的対応方針の集計結果を見ると、公立病院の病床総数は、平成29（2017）年度から令和7（2025）年にかけて331床減少の見込みで、全国の公立病院の減少見込み（803床）の約4割を占めています。また、公立・公的医療機関等とも、過剰な急性期が減少し、不足する回復期が増加する内容であり、全国の合意内容と比較しても地域医療構想の実現に沿った内容となっています。
- 国では、平成29（2017）年度病床機能報告結果をもとに、全ての医療機関の診療実績データを分析し、一定の基準に該当する公立・公的医療機関等を「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等」（以下「再検証対象医療機関」という。）として公表しましたが、この再検証対象医療機関には、平成29（2017）年7月以降に再編統合や機能転換、ダウンサイ징等を実施した医療機関や、こうした方針が合意された医療機関も含まれるなど、地域医療構想調整会議の合意結果が反映されておらず、また、真にべき地医療を担っている医療機関が対象となるなど、地域の実情が反映されていない状況となっています。
- また、今回、国が実施した公立・公的医療機関等の診療実績等の分析結果については、各項目への該当の有無のみが示され、その判断に至った詳細なデータが示されていないところですが、当該データは、再検証対象医療機関が具体的方針の再検討を行うために重要な情報となることから、民間医療機関のデータに加え、以下のデータについて早急な提供が必要です。
  - ・「診療実績が特に少ない」の分析：下位33.3%の判断基準となる具体的な数値
  - ・「類似かつ近接」の分析：各構想区域における各医療機関の実績占有率  
近接と判断された医療機関名とその間の所要時間

事務担当 医療保健部地域医療推進課  
関係法令等 医療法

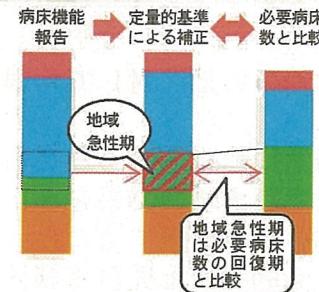
## 8 地域の実情をふまえた地域医療構想の推進

(厚生労働省)

### 本県における地域医療構想の推進の取組

#### 定量的基準の導入

- 病床機能報告を補完する取組として、地域急性期という新たな医療機能を取り入れた県独自の定量的基準を導入
- 地域急性期は必要病床数と比較する際に回復期相当と位置付け
- 定量的基準は具体的対応方針にも適用



#### 具体的対応方針のとりまとめ

- 昨年度末の具体的対応方針の合意率は、公立病院で91%、公的医療機関等で84%
  - 公立病院の病床総数は、平成29(2017)年度から令和7(2025)年にかけて331床減少の見込みで、全国の公立病院の減少見込数(803床)の約4割に相当
  - 公立・公的とも、過剰な急性期が減少し、不足する回復期が増加する内容であり、全国の合意内容と比較して地域医療構想の実現に沿った内容となっている
- ⇒ 本県の具体的対応方針の合意内容は、決して現状追認ではない



### 【要望項目】

地域医療構想の実現に向けては、再検証対象医療機関とされた医療機関それぞれで地理的状況等が異なることや、再検討にあたっては住民や議会等にも説明しながら進めていく必要があることから、地域の実情を十分ふまえるとともに、再検証対象医療機関の取扱いにあたっては、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重すること。

また、再検証対象医療機関が具体的対応方針の再検討を行うため、民間も含む全ての医療機関に関する十分かつ速やかなデータ提供を行うこと。

### 再検証対象医療機関の取扱い

#### 本県における再検証対象医療機関

- 分析対象となる28の公立・公的医療機関等のうち、次の7医療機関が該当
- |            |         |             |
|------------|---------|-------------|
| ・桑名南医療センター | ・菰野厚生病院 | ・亀山市立医療センター |
| ・済生会明和病院   | ・大台厚生病院 | ・市立伊勢総合病院   |
| ・町立南伊勢病院   |         |             |

#### 再検証対象医療機関の分析の課題

##### ① 具体的対応方針の合意状況が反映されていない

例えば・・・

- 再編統合により、すでに廃院となった病院が対象となっている。
- 新病院への移転するにあたり、地域医療構想との整合性を検討し、病床削減や医療機能の転換を行った病院が対象となっている。
- 急性期から回復期に転換すると合意された病院が対象となっている。

##### ② 分析手法が機械的で地域の実情を反映していない

例えば・・・

- へき地の診療所に医師を派遣するなど、へき地医療を担っている地域の中核病院が対象となっている。
- 近接対象病院との間が、頻繁に渋滞が発生する道路で結ばれ、交通センサスによる移動時間が20分以上かかる病院が対象となっている。

##### ③ 具体的対応方針の再検証や地域の医療提供体制の検証に必要な、分析の詳細データや民間医療機関のデータが示されていない。

- 
- 具体的対応方針の合意状況や地域の実情をふまえた対応が必要
  - 民間医療機関も含む詳細なデータの提供が必要

【医療保健部】

## 9 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

【要望項目】制度・予算

### 1 児童相談体制の充実と強化

- (1) 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。
- (2) 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元（2019）年度に実施している児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- (3) 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

### 2 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- (1) 新たに里親養育包括支援（フォースタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。  
また、里親養育包括支援（フォースタリング）事業が永続的、安定的に行えるよう、児童福祉法上に位置付けるとともに、施設においてフォースタリング事業のため配置する職員を措置費の加算の対象とすること。
- (2) 支援に高い専門性が求められる子どもの委託が増加している傾向を踏まえ、支援の必要性の判断基準を明確に定めた上で、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金の「里親養育包括支援（フォースタリング）事業」に、専門性の高い支援が必要な児童を養育する里親への支援メニューを新たに加えるとともに、里親手当等の加算などを検討すること。
- (3) 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。  
また委託の有無に関わらず、里親の情報を市町村と共有できるようにすること。

### 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- (1) 施設の従来の努力が発展的に引き継がれる形で、施設の専門性の向上や高機能化および多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化に生かせるよう、さらなる具体的な支援策を構築すること。

- (2) 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設および委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置のさらなる充実および1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できるようすること。
- (3) 乳児院および児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- (4) 高校生の部活動に要する経費については、基準額の範囲内ではなく、中学生の場合と同様に要する経費の全てを支弁の対象とすること。
- (5) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に恒常に配置できるよう、措置費の見直しを行うこと。

#### 4 CDR(Child Death Review)の実施に向けた制度整備

全ての子どもの死亡を検証し、予防可能な子どもの死をなくすため、CDRに関する調査研究を進め、法整備を含めた制度設計を行うこと。また、都道府県におけるCDR実施体制の推進に向けて支援策を構築すること。

#### 《現状・課題等》

##### 1 児童相談体制の充実と強化

- 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30（2018）年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制および専門性を強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定され、令和 4（2022）年度までに児童福祉司等のさらなる増員が必要とされました。また、「児童虐待防止対策の強化を図るために児童福祉法等の一部を改正する法律案」では、児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参照して都道府県が定めるものとされました。本県では、これまで国基準を上回る数の児童相談所と職員配置を持ち出しにより整備してきていますが、新プランの配置基準と設置している児童相談所数に見合った地方交付税の措置を講じていく必要があります。
- 本県においては、平成 24（2012）年に尊い幼い 2 人の命が亡くなる事案が発生し、同じような事案を発生させてはならないとの強い思いから、児童相談に関わる職員が一丸となって、研究者とも連携してアセスメントツールを開発しました。平成 26（2014）年度の運用開始後も毎年、対策に必要なデータの収集に努め、検証、見直しを重ねており、令和元（2019）年 7 月からは、児童相談対応におけるAI活用に向けた実証実験に取り組んでいます。また、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が公表

した「児童虐待防止対策の抜本的強化について」では、国が主体となって、虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化することが明記されています。この取組を国が主体となって積極的に推進するとともに、本県が実施する児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえたモデル事業の創設などの財政支援策を充実させ、国と地方が連携した推進体制を整備していく必要があります。

- 本県では、児童相談所が保護した性的虐待等の重篤な児童虐待の被害児童から聞き取りを実施するにあたっては、児童の心理的負担を最小限度に抑えることを目的に、警察、検察と連携した協同面接を可能な限り実施していますが、制度化されていない任意の取組であることから、試行的な取組から本格実施への移行が難しい状況です。この協同面接を全国的に普及させていくには、国のレベルで司法、警察、福祉の連携のあり方を具体的に示すとともに、地方が行う医療機関や学校、支援機関等による多機関の連携を促進するための環境整備や取組に対する財政的な支援が必要です。また、子どもの意見表明権を保障するためにも、国として子どもの声を聞き取るアドボケイトを養成し、子どもの権利を保障していく必要があります。

## 2 里親包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- 児童福祉法が改正され、被虐待児童の自立支援に向けて都道府県が行う業務として、「里親の普及・啓発から児童の自立支援までの一貫した里親支援」と「養子縁組里親に関する相談・支援」が位置付けられましたが、それらの業務を民間団体に委託する際には、専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築などの経費が必要となり、事業開始の妨げとなっています。また、施設においてもフォースタリング業務に取り組みやすくするなど、フォースタリング機関の安定した事業運営を確保し、里親登録の質の向上と拡大を促進していく必要があります。
- 「新ビジョン」がめざす里親委託の数値目標を達成するには、里親登録者数を大幅に増やすとともに、対応の難しいケースも含めて里親委託を進めていく必要があります。そのため、里親制度を見直し、里親手当を充実させるとともに、子どもの困難度や提供するサービスなどのケアニーズに応じて委託費を加算できる制度とするなど、里親の新規登録の促進を図る必要があります。
- 里親制度の推進にあたっては、都道府県と市町村との連携した取組が不可欠であるため、市町村が県と連携して取り組む里親の普及啓発に対する財政支援の仕組みを構築する必要があります。市町村との連携においては、里親の情報の共有が不可欠ですが、現在は委託されている場合を除き、里親の情報を都道府県から市町村に提供できる仕組みはありません。里親の登録時に里親の情報を市町村に提供し、市町村で里親登録名簿を整備することで、効果的・効率的に里親制度を推進することが可能になります。

## 3 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- 児童養護施設は、家庭的養護推進計画に基づき小規模化、地域分散化を積極的に進めるとともに、今後もその専門性を高め、医療的ケアの必要性や発達の遅れ、保護者対応の難しさなどから、家庭復帰や里親委託に困難をきたすケアニーズの高い子どもへのケアの充実や、地域支援の強化に取り組んでいるところであり、多機能化等を図るための財政的支援を充実する必要があります。
- 要保護児童の8割近くを占める施設入所児童の処遇向上と職員体制の強化を図るため、本県では平成27（2015）年度から、地域小規模児童養護施設および乳児院のユニットケアに対し、ユニットへの児童指導員等の加配への補助を行っています。

平成 27（2015）年度から順次、職員配置基準が引き上げられ、令和元（2019）年度からは地域分散化加算により職員加配がなされる予定ではあるものの、施設職員の休暇や勤務ローテーション、緊急対応や研修の受講等を考慮すると、職員が一人で対応せざるを得ない時間帯が日常的に生じるなど、ユニットにおける現在の職員配置では十分とは言えない状況です。また、委託一時保護専用ユニットにおける職員配置は、24 時間受け入れ態勢の確保や、保護直後の落ち着かない子どもへの手厚い対応が必要なこと、さらには、子どもの観察など一時保護機能としての業務があることから職員を加配する必要があります。さらに、児童の処遇向上のために、小規模ユニットにおける 1 ユニットあたりの定員を減らす必要があります。

一方で、施設の小規模化により緊急時の措置児童の受け入れ先の確保が困難になることから、緊急時の柔軟な対応の必要があります。また、委託一時保護専用ユニットにおいては短期間の利用が多く、利用に見合う職員配置が難しいことや、施設の有効活用の面からも、他事業での利用も可能とする必要があります。

- 乳児院および児童養護施設には虐待により心に傷を負った子どもが少なくないことから、心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うことも含め、職員体制のさらなる充実が必要です。
- 高等学校のクラブ活動に係る費用は基準額の範囲内で措置費の支弁対象となっていますが、現実には不足分を子どもたちが負担できず、施設の持ち出しとなっています。施設で生活している子どもたちにとっての高等学校のクラブ活動は、体力の向上、自己肯定感の高揚等のために重要なものです。中学校のクラブ活動費用と同様に要する全ての経費を措置費の支弁対象とする必要があります。
- 児童養護施設や里親のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちについては、親や家庭の支援が得られないこと等を背景に、退学や離職、転職を繰り返す等の状況があり、貧困の連鎖にもつながっています。

児童養護施設が退所した者の支援（アフターケア）を行うことは児童福祉法に規定されていますが、その一方でアフターケアを行う職員の人事費に係る加算等はありません。

今般の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業および社会的養護自立支援事業が創設されたところですが、児童養護施設を退所した者の多くが、最も頼りにしているのは出身施設であることから、児童養護施設のリービングケア、アフターケア機能を充実する必要があります。

#### 4 CDR（Child Death Review）の実施に向けた制度整備

- 本県では、現在、有志の医療関係者、司法関係者、福祉関係者等が定期的に集まり、予防可能な子どもの死を防止する政策に生かすため、県レベルの CDR 実施に向けて検討を行っています。しかし、現段階では、死亡検証に必要なデータ収集の課題や個人情報の保護、守秘義務から各関係機関の情報共有が困難です。そのため生活背景や治療状況、育児の実態等を、医師や警察、児童福祉等の関係者、有識者が共有して原因を検証するまでに至っていません。虐待死や生活用品などによる事故などを個別に検証する仕組みはありますが、全ての子どもの死亡事例の詳細を共有し検証するには、国における運営指針や法整備を含めた制度設計（具体的なデータ登録や検証方法など）を進める必要があります。

- CDR は、子どもの死亡の原因を明らかにし、ひいては有効な予防策を具体的に立案することから非常に有用な制度であり、各都道府県において実施体制が整備されることが望ましいと考えます。令和2（2020）年度の国の概算要求において CDR 体制整備モデル事業が新規事業として挙げられおり、本県においても国のモデル事業の活用も含め、実施に向けて検討を行っているところであり、都道府県における CDR 体制整備を推進するための財政的支援を含め具体的な支援策を構築することが必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課  
関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令

## 9 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(厚生労働省)

### 児童相談所充実に向けた取組

#### ○相談増加に増設・増員で対応中！

- 本県の児童虐待相談対応は平成20年度から5倍以上に！  
H20年度 395件 → H30年度 2,074件
- 児相6か所、職員207名**（うち非常勤80名） \*H31.4.1時点  
(\*) 令和元年度三重県の地方交付税単位費用  
→児相2か所、職員123名



総理発言  
「緊急総合対策に則り、児童相談所体制の拡充・充実を進める」  
<中勢児童相談所視察 (H30.8.30) >

#### ○今後、さらなる増員が必要！

- 新プランによる人員基準（2022年度）を満たすため、  
本年度比で児童福祉司26名程度の増員が必要

児童相談所の体制整備に係る  
地方交付税措置の充実・強化が必要

### 【要望項目】

- 児童相談所の増設など、地域の実情をふまえて取り組む児童相談体制の強化に対して、適切に地方交付税を積算するとともに、  
地方交付税の総額を確保する等財政支援を行うこと。
- 国が主体となってAI技術を活用した虐待対応に資するツールの開発を加速化させるとともに、本県をフィールドとして令和元  
(2019) 年度に実施している児童相談対応へのAI導入に向けた実証実験の結果をふまえ、モデル事業の創設など地方が技術を導入  
する際の財政的支援を強化し、国と地方の連携による推進体制を整備すること。
- 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国として  
子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

### 虐待防止・子どもの権利擁護の取組

#### 緊急総合対策や相談対応の増をふまえた本県の先進的な取組

平成26年度からのリスクアセスメントツールの活用により、**約6,000件のデータが蓄積**され、  
さまざまな分析を実施

#### ○分析により得られた知見の例（一時保護による再通告率の低減効果）

一時保護によって虐待再通告率が3分の1低減  
→ リスクアセスメントツール運用の結果、**緊急保護をためらわない意識が職員の間で浸透**し、  
平成29年度の一時保護に占める緊急保護の割合が平成24年度に比べ**約25ポイント增加**

#### AI技術を導入してこれまでの知見を活用

#### 本県をフィールドとした実証実験（令和元年7月～）



産業技術総合研究所の協力を得て、県内の児童相談所（2か所）で  
AIを導入した実証実験を全国で初めて実施し、一時保護対応への活用を研究中

▶ 本県の成果を活用し  
“Society 5.0”時代に応じた児童虐待相談の実現へ

#### AI技術の導入前

- ファイルから類似案件を収集
- 職員の経験に頼ったリスク評価と意思決定
- 増加する相談への対応で、長時間労働が常態化、専門性を高める余裕がない

#### AI技術の導入後

- 蓄積されたデータを即時に参照、  
類似事例を参考にしたリスク評価と根拠ある意思決定、  
リアルタイムな情報が迅速な対応等に寄与
- 業務効率化による長時間労働の是正、専門性の向上

▶ 今後はモデル事業創設等、アセスメントツールへのAI導入  
(アプリ・機器の導入・通信費等) 支援が必要

【子ども・福祉部】

## 10 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

【要望項目】制度・予算

- 1 地方との連携に対応する国の窓口を一本化するとともに、関係する省庁による一元的な推進体制を構築すること。
- 2 共同受注窓口等における農林水産分野のコーディネート人材の配置や活動に対し、必要な予算を確保すること。
- 3 国と地方の役割分担による、農業版ジョブコーチの体系的な研修および認定制度を創設するなど、国を挙げてジョブコーチを育成する仕組みを構築するとともに、地方の取組に対して必要な予算を確保すること。
- 4 新たに制度化されたノウフクJASについて、福祉事業所等への周知や消費者へのPRを図るとともに、福祉事業所等の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成を支援する予算の確保を図ること。  
また、東京2020大会に合わせた障がい者が運営参加するカフェや農福連携マルシェの開催など、ノウフク商品の戦略的なプロモーションを展開すること。
- 5 「農山漁村振興交付金」について、「林福」「水福」連携に必要な施設整備等を補助対象に加えるとともに、予算を十分に確保すること。
- 6 地域の農業経営体や福祉事業所の連携による農作業や加工作業体験等の教育プログラムを構築するなど、特別支援学校における農業の職業教育に対する支援を充実すること。

### 《現状・課題等》

国では本年6月、「農福連携等推進ビジョン」が策定され、関係省庁が連携しながら、官民挙げて農福連携に取り組むことが示されました。

今後さらに、農林水産業において障がい者の活躍を促進するためには、国のビジョン等に基づき、国と地方が適切な役割分担のもと、連携しながら、農林水産業と福祉をつなぐ人材の育成、農林水産施設機械の導入支援、ノウフク商品のPR等に取り組むことが重要です。

- 1 地方からの相談や要請に対応する国の窓口の一本化やビジョンに基づいた取組を一元的に推進し、マネジメントする体制が必要です。
- 2 現在、多くの都道府県で開設されている共同受注窓口について、農林水産業の作業に係る相談や情報の提供、作業の斡旋などを行っている事例は少なく、農林水産業事業体や福祉事業所、企業などから、ワンストップ相談窓口の整備が求められています。
- 3 農業版ジョブコーチの確保・育成に向け、国が、水戸ほ場に新たに整備する農業研修施設でジョブコーチの指導人材を育成するとともに、都道府県等が、国が策定したジョブコーチの研修・認定に向けたガイドラインに沿って、ジョブコーチの研修を行い、修了者を認定する仕組みを構築するなど、ジョブコーチの育成と認知度向上を図る制度が必要です。
- 4 新たに制度化されたノウフク JAS については、農福連携に取り組む農林水産業事業体や福祉事業所への周知、消費者等への PR に加え、ノウフク JAS の認証取得に取り組む福祉事業所等への支援や、認証取得に向けたサポートに取り組む指導人材の確保・育成が必要です。  
また、東京 2020 大会を契機として、農福連携の取組を国内外に発信する必要があります。
- 5 農山漁村振興交付金については、林業や水産業版のジョブコーチの育成・派遣の取組や、菌床きのこや林業用苗木の生産施設、カキ養殖施設といった、林福・水福連携のための施設整備が支援対象となっておらず、拡充することが求められています。

- 6 現在、全国の特別支援学校では、農業科や園芸科などを設置し、職業教育に注力しているところもありますが、多くの特別支援学校では、作業学習の一つとして農作業体験などを行っています。作業学習・作業体験を通じて農業への就労適性があることが判明した生徒には、農業が職業選択の一つとなるよう、地域の農業経営体や福祉事業所等と連携した農作業や加工作業体験、販売実習などの教育プログラムの構築など、農業実習の継続的な実施に向けた支援の充実が必要です。

事務担当 農林水産部担い手支援課、森林・林業経営課、水産資源・経営課  
関係法令等 工賃向上計画支援事業実施要綱、農山漁村振興交付金実施要綱、學習指導要領

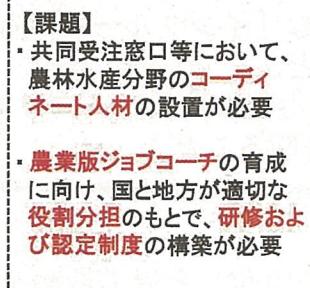
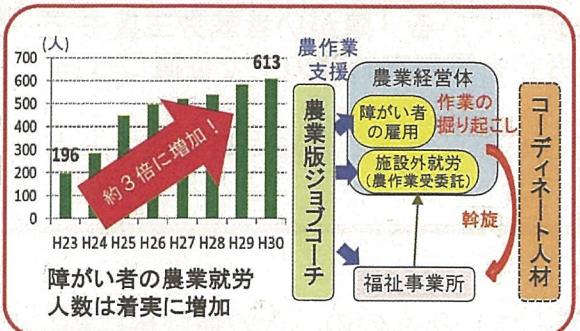
# 10 農林水産業と福祉分野のさらなる連携の促進

(文部科学省、厚生労働省、農林水産省)

農林水産業において、障がい者の活躍をさらに促進するためには、国が一元的な推進体制を構築した上で、「農福連携等推進ビジョン」に基づく取組などを、国と地方が適切な役割分担のもと、連携しながら、着実に推進していくことが必要

## 現状と課題 1 農林水産業と障がい者をつなぐ専門人材の育成

◆農業版ジョブコーチ等の活動により、福祉事業所の農業参入が増加



### 【課題】

- 共同受注窓口等において、農林水産分野のコーディネート人材の設置が必要
- 農業版ジョブコーチの育成に向け、国と地方が適切な役割分担のもとで、研修および認定制度の構築が必要

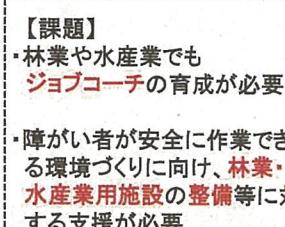
## 現状と課題 3 林業や水産業における福祉との連携の促進

◆林業や水産業でも、障がい者の活躍を期待



福祉事務所による菌床きのこ栽培の実施

福祉事業所がカキ養殖の作業を受託



### 【課題】

- 林業や水産業でもジョブコーチの育成が必要
- 障がい者が安全に作業できる環境づくりに向け、林業・水産業用施設の整備等に対する支援が必要

## 現状と課題 2 ノウフク商品の国内外への発信

◆本県では、農福連携マルシェや障がい者のステップアップ・カフェ等で取組を発信



農福連携マルシェでノウフク商品をPR

障がい者の就労を支援するCotti菜(こっちな)

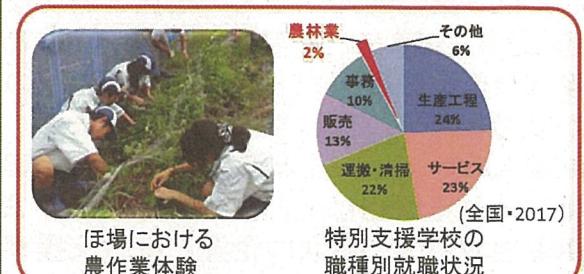
### 【課題】

- ノウフクJASの福祉事業所等への周知や消費者へのPR、認証取得や指導人材の育成等が必要

東京2020大会では、GAP認証を取得したノウフク商品を活用する場面やPR拠点が必要

## 現状と課題 4 特別支援学校における農業職業プログラムの充実

◆農作業体験などを通じ、農業への理解促進と就労拡大を期待



ほ場における農作業体験

### 【課題】

- 地域の農業経営体における農作業体験などを取り入れた教育プログラムの構築が必要

農業における作業学習の継続的な実施に向けた支援の充実が必要

## 要望

- 地方との連携に対応する国の窓口を一本化するとともに、関係する省庁による一元的な推進体制を構築すること。
- 共同受注窓口等における農林水産分野のコーディネート人材の配置や活動に対し、必要な予算を確保すること。
- 国と地方の役割分担による、農業版ジョブコーチの体系的な研修および認定制度を創設するなど、国を挙げてジョブコーチを育成する仕組みを構築するとともに、地方の取組に対して必要な予算を確保すること。
- 新たに制度化されたノウフク JASについて、福祉事業所等への周知や消費者へのPRを図るとともに、福祉事業所等の認証取得や、それをサポートする指導人材の育成を支援する予算の確保を図ること。また、東京2020大会に合わせた障がい者が運営参加するカフェや農福連携マルシェの開催など、ノウフク商品の戦略的なプロモーションを展開すること。
- 「農山漁村振興交付金」について、「林福」「水福」連携に必要な施設整備等を補助対象に加えるとともに、予算を十分に確保すること。
- 地域の農業経営体や福祉事業所の連携による農作業や加工作業体験等の教育プログラムを構築するなど、特別支援学校における農業の職業教育に対する支援を充実すること。

## 11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

【要望項目】**制度・予算**

企業や就労を希望する障がい者の実情を把握し、障害者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。

- (1) 企業と就労支援事業所の連携により、障がい者の企業内でのインクルーシブな就労を実現している「障がい者就労三重モデル」の検証結果をふまえ、企業等への雇用に限定せず、このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけるなど、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。
- (2) 在宅就業支援制度について、その目的とする「障がい者の就業機会の拡大」に向けて活用が進むよう、周知に努めるとともに、「障がい者就労三重モデル」の取組も参考にして制度の拡充を図ること。

### 《現状・課題等》

- 本県では、県内企業の平成30(2018)年の実雇用率は2.20%（全国19位）と過去最高を更新しているものの、その伸び率は鈍化しています。また、法定雇用率達成企業割合は、61.3%から58.1%と昨年度から3.2%低下しています。一方で、障がい者の新規求職者数は、平成30(2018)年度は3,124人と5年前から731人増加するなど、就労を希望する障がい者が増加しています。
- また、平成29(2017)年度に県が実施した調査では、企業の雇用の際の課題として「社内に適当な仕事があるか」が最も高く5割前後、職場定着の課題としては「業務適性や能力の把握と適切な作業配分」、「従業員の障がい特性の理解と対応方法」が3割を超えて高くなっています。企業等における障がい者雇用を一層促すための新たな仕組みの導入が必要です。
- 障がい者にとって、多様な働き方の選択肢の中から、地域の実情、個人の障がいの状況や能力、適性に合わせて、自分にあった働き方を選択できることが就労機会の拡大に繋がります。
- 一方、現行の雇用促進制度においては、企業等での雇用しか実雇用率に算入できず、法定雇用率の達成をめざす企業に対して、障がい者の多様な働き方を受け入れる取組は促しにくい面があります。
- そのような中、本県の伊賀地域では、複数の企業と就労支援事業所の連携により、施設外就労の制度を活用し、企業の製造部門での工程の一部を請け負い、安定したやりがいのある就労と高い収入を実現している事例があります。今年度は、有識者も入って、この取組の検証を行い、そのノウハウを「障がい者就労三重モデル」として県内外へ普及していくこととしています。
- この取組では、就労支援事業所の支援員がそれぞれの障がい特性や能力を見極めた業務配分等を行った上で、食事、服薬、トイレ、体調管理といった生活面をサポートすることにより、日常的に福祉的支援が必要なため企業での就労が困難と考えられていた方も、その特性を生かして企業の中で活躍しています。
- また、企業の中で働くことを通じて、新たな適性や能力が発見されたり、企業、障がい者の双方が、一定の時間をかけて職場や仕事をに対する適性を見極め、直接雇用と定着に結びついています。

- さらに、企業では、障がい者にとって働きやすい仕組みや環境の整備などを行うことにより生産性の向上、人材確保に繋がるとともに、ダイバーシティ効果により従業員の満足度も向上するなど、「障がい者就労三重モデル」は、地域の福祉と産業界の連携により、障がい者が企業の中で能力を生かしてともに働く「インクルーシブな就労」を実現しています。
- このような取組が、障がい者の働き方の選択肢の一つとなり、地域において広がっていくことは、障がい者の安定した就労と生活の質の向上、企業での障がい者の受入拡大に繋がり、障がいの有無に関わらず、誰もが地域でともに働き、暮らすことのできる社会を実現します。
- なお、「障がい者就労三重モデル」の中心となる就労支援事業所を運営する社会福祉法人が、在宅就業支援制度により、在宅就業支援団体として登録され、要件に該当する企業が在宅就業障害者特例調整金の支給を受けていますが、企業の施設外就労の受入れを一層進めるには制度の充実が必要と考えます。
- 企業等での雇用に限定せず、このような「インクルーシブな就労」が雇用率制度の中で位置づけられることで、企業での取組が拡大すると考えます。また、在宅就業支援制度についても、より一層企業の取組が進むよう、周知に努めるとともに、制度の趣旨に沿って拡充を図ることが必要です。

事務担当 雇用経済部雇用対策課  
関係法令等 障害者の雇用の促進等に関する法律

# 11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

## 1. 現状・課題

### 企業

- 県内企業の実雇用率は2.2%（平成30年）と過去最高を更新、法定雇用率達成企業割合は、58.1%と昨年より3.2%低下。
- 雇用に向けた課題は「社内に適当な仕事があるか」、定着への課題は、「適性の把握、業務配分」「障がい特性の理解と対応」。

### 障がい者

- 就労を希望する障がい者の増加。（30年度の新規求職者は3,124人と5年前から731人増加。）
- 多様な選択肢の中から、地域の実情、障がいの状況や能力、適性に合わせて、自分にあった働き方を選択が必要。

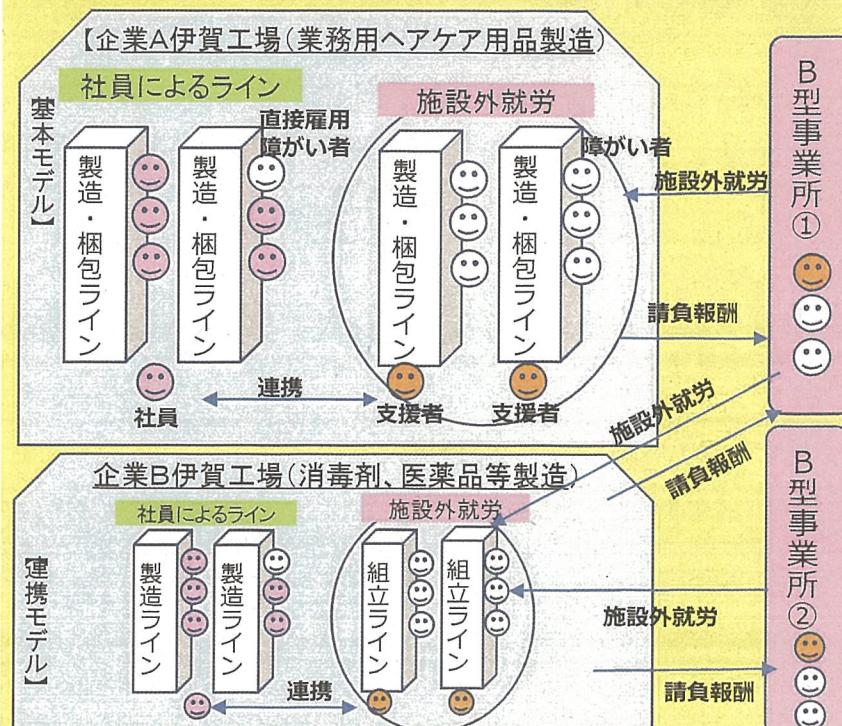
現行の雇用促進法においては、直接雇用しか雇用率に算入できず、企業での多様な働き方の受け入れが進みにくい。

## 2. 障がい者就労三重モデル (Mie Inclusive Employment project)

○施設外就労のスキームを活用し、就労支援事業所が障がい者と職員によるユニットを編成して企業内の生産ラインの一部を請負。

○地域内の複数企業との契約や近隣の他の就労支援事業所と連携した取組へと展開。

○企業の製造ライン等の本業を担うインクルーシブな就労を実現。



# 11 インクルーシブな就労の拡大に繋がる制度の見直し

(厚生労働省)

## 3. 障がい者就労三重モデル (Mie Inclusive Employment project) の特徴と効果

### 特徴

- ◆個人の特性を理解した就労支援事業所の支援員が、状況と仕事を見極めて、業務配置
- ◆支援者が生活面の福祉的サポート（トイレ、食事、服薬、精神面、体調管理 等）  
⇒ **・福祉的支援が必要な方も企業での就労が可能に  
・多くの方が直接雇用、定着を実現**

- ◆地域で複数の企業への取組の広がり
- ◆複数の就労支援事業所との連携  
⇒ **・地域ネットワークでのインクルーシブ就労モデルの形成**



### 効果

就労支援事業所、企業と三重県が連携し、取組の効果・課題の検証を実施。

#### 企業

- ◆障がい者に係る従業員理解の向上
- ◆直接雇用に繋げるシミュレーション
- ◆職場環境・生産性の向上

#### 障がい者

- ◆企業で働きたいという動機づけ
- ◆工賃向上による生活の質の向上
- ◆仕事を通じた適性、能力の発見

#### 就労支援事業所

- ◆最小限の経費での売上の向上
- ◆自主製品よりも安定した仕事の確保
- ◆企業と連携した個別支援計画の作成

#### 地域社会

- ◆社会保障コストの削減
- ◆内部労働市場の形成
- ◆ダイバーシティ効果

「障がい者就労三重モデル」が実現する「インクルーシブな就労」は、企業、障がい者、就労支援事業所、地域社会にとって、大きなメリットがあり障がい者の就労の選択肢を拡大

このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけること、在宅就業支援制度の拡充を図ることにより企業での取組が広がる。

企業や就労を希望する障がい者の実情を把握し、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。

- (1) 企業と就労支援事業所の連携により、障がい者の企業内でのインクルーシブな就労を実現している「障がい者就労三重モデル」の検証結果をふまえ、企業への雇用に限定せず、このような「インクルーシブな就労」を雇用率制度の中で位置づけるなど、障がい者雇用促進制度のあり方について見直しを進めること。
- (2) 在宅就業支援制度について、その目的とする「障がい者の就業機会の拡大」に向けて活用が進むよう、周知に努めるとともに、「障がい者就労三重モデル」の取組も参考にして制度の拡充を図ること。

【雇用経済部】

## 12 誰一人取り残さない教育環境の整備

(文部科学省)

【要望項目】制度・予算

### 1 学校におけるICT環境の充実

(1) Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むためには、各学校において個別最適化学習や協働学習等を行うためのICT環境の整備が不可欠となっている。「STEAMライブラリー」などの良質な授業コンテンツがスムーズに活用できるよう、校内の無線通信を強化する「GIGAスクールネットワーク構想」の実現に係る予算を確実に確保すること。また、地方自治体の負担が軽減されるよう、本事業に地方債制度を適用するとともに、その内容について拡充を図ること。

(2) 「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」について、Society5.0に必要な資質・能力を育むSTEAM教育を強力に推進できるよう、ICT活用アドバイザー等を活用できる本事業の予算を確保すること。

2 「SNS等を活用した相談体制構築事業」について、補助事業30地域を継続するとともに、外国人児童生徒や保護者が、文化や生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、母国語で相談ができる体制を構築するために必要な予算を措置すること。

3 いじめや児童虐待など、学校で生じるさまざまな問題に対応するため、スクールロイヤーによる「いじめ予防授業」の実施やいじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援など、スクールロイヤーの派遣の継続実施に向けて必要な予算を確保できるよう、十分な交付税措置を講じること。

### 《現状・課題等》

1 本県では、Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むため、今年度、IT業界、教育界等の有識者8名で構成する「新時代に求められるICT活用能力の育成」検討協議会を設置し、検討を進めています。協議会では、新時代を生きる三重の子どもたちに、「未知の課題に心をワクワクさせ、果敢に挑戦する心や新たな価値を見つけ出す感性と力、好奇心・探究心」等を育成することが重要であると示されました。さらに、そのような資質・能力を育成するため、ICTを十分に活用して学びのSTEAM化を推進するとともに、STEAMライブラリー(教育に活用できる大学や企業等の研究素材)のような良質なコンテンツを効果的に活用したモデルとなる取組を新たに研究実践する必要があります。

- (1) 本県では、平成 12（2000）年度に県立高等学校において校内LANの整備を行いましたが、新しい時代の学びに対応する無線LAN通信の環境を実現するためには、高速通信に対応したLANケーブルの引き直しやL2スイッチの設置、アクセスポイントの整備に係る工事が必要です。また、高校生のスマートフォン所持率は高いため、無線LAN環境整備の実現によりBYODを活用した個別最適化学習や協働学習等が劇的に進みます。「GIGAスクールネットワーク構想の実現」に向けて、校内の無線通信を強化する本事業に係る予算を確実に確保することが必要です。また、地方自治体の財政負担が軽減されるよう、本事業に地方債制度を適用するとともに、その内容について拡充が必要です。
- (2) 本県の県立高等学校のICT環境は、「教育用コンピュータ 1台あたりの児童生徒数」の整備状況は4.3人に1台（全国平均4.4人に1台）、「普通教室の無線LAN整備率」は7.2%（全国29.3%）、「普通教室の大型提示装置整備率」は10.7%（全国平均30.9%）であり、文部科学省が求めている設置基準に対して不十分な整備状況です。「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」について、Society5.0に必要な資質・能力を育むSTEAM教育が推進できるよう、ICT活用アドバイザーを活用できる本事業の実現が必要です。
- 2 本県では、平成30（2018）年4月に「三重県いじめ防止条例」を施行し、社会総がかりでいじめの防止に取り組んでいます。いじめの防止には、子どもたちやその保護者にとってより相談しやすい環境を充実させること、子どもたちが主体的に行動できる力を育むことが重要です。
- こうした中、平成30（2018）年度から「SNS等を活用した相談体制の構築事業」を活用し、令和元（2019）年度は、中高生を対象に4月1日から3月31日まで年間をとおしてSNS相談を実施しています。平成30（2018）年度は、SNS相談窓口に1,005件の相談が寄せられ、いじめに関する相談は251件ありました。このうち4件では、相談者の了解を得た上で学校につなげ、早期に対応することができました。これまでの電話相談（平成30（2018）年度365件）に加えSNS相談を実施したことで、子どもたちが自ら選択できる窓口が増え、相談件数の増加につながったと考えています。子どもたちが相談しやすい環境とこれまでの相談の効果を継続するためには、引き続きSNS等を活用した相談の実施が必要です。
- さらに、今後増加が見込まれる外国人生徒がいきいきと学校生活を送ることができるよう、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないことから生じる不安や悩みを、母国語で相談できるSNS相談体制を構築することが必要です。
- 3 本県では、子どもたちがいじめの予防に主体的に行動できるよう、平成29（2017）年度から「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業を活用しています。平成29（2017）年度においては、三重弁護士会の協力も得て、グループで議論しながらいじめについて考える「いじめ事例別ワークシート」を作成しました。平成30（2018）年度は、このワークシートを活用した弁護士による「いじめ予防授業」を実施するとともに、教員がワークシートを活用するための工夫や展開例を盛り込んだ「モデルプラン」を作成しました。弁護士による「いじめ予防授業」により、児童生徒のいじめに対する理解等が大きく向上するなどの成果も出ており、スクールロイヤーの果たす役割は大きいと考えています。

また、学校現場では、いじめや暴力行為等の問題行動に加えて、児童虐待など新たな問題への対応も必要となってきています。そこで、本県では、県内を3ブロックに分割して各ブロックに担当弁護士を置き、生徒指導上の諸課題を抱える市町等教育委員会や学校現場からの要請に応じ、当該ブロックの担当弁護士を学校に派遣して支援を行いました（平成30（2018）年度は5校8回）。さらに、いじめの未然防止や早期対応に取り組む学校に対しても、要請に応じて担当弁護士を派遣し、法に基づくいじめ問題への対応の検証などの支援を行いました（平成30（2018）年度は4校5回）。その結果、いずれの派遣先においても、会議および対応に係る時間が短縮され、教員の負担感が軽減されるとともに、弁護士からの助言によって各教員が法的根拠を共通認識し、学校いじめ防止基本方針に基づく対応について再確認することができました。

今後も、各地方自治体において必要な予算の確保が図られ、弁護士による「いじめ予防授業」の実施や、学校現場等がさまざまな事案に対応するための法的アドバイスをスクールロイヤーから継続的に受けられるよう、十分な交付税措置を講じることが必要です。

# 12 誰一人取り残さない教育環境の整備

(文部科学省)

## ICT環境整備のもとで実現する「新時代の学び」

### 本県がめざす「学びのSTEAM化」

Society5.0に必要な資質・能力を育むため、学びのSTEAM化を推進し本県の基幹産業であるものづくり産業や県内産業界で不足している、AI、IoT等に関連する部門で活躍できる人材、未来を創る当事者（エンジニア・メーカー）の育成をします。

#### ◆「知る（知識・技術の習得）」と「創る（未知の課題や解決策を見出す）」との循環

3つのタイプ別高校でSTEAM教育を実践研究

☆アドバンス・タイプ⇒ EdTechを活用した個別最適化学習の研究、PBLの実践

☆テクニカル・タイプ⇒ PBLの実践、プロトタイプの作成

☆ベーシック・タイプ⇒ EdTechを活用した個別最適化学習の研究、21世紀型ライフスキルトレーニングの実施



### 「GIGAスクールネットワーク構想」の確実な実現を！

#### 校内無線LAN環境の整備

現状値（平成30(2018)年度文科省調査）  
・全校種 : 40.7%  
・高等学校 : 29.3%  
※三重県立高等学校 : 7.2%

教育振興基本計画目標値100%  
第2期：平成25(2013)～平成29(2017)年度  
第3期：平成30(2018)～令和4(2022)年度

校内 LAN  
ケーブルの高速化  
〔GIGAスクールネットワーク構想〕

アクセス  
ポイントの整備

#### 環境整備で 「学びのSTEAM化」を促進

- 高速かつ大容量の通信ネットワークの整備
- ICT活用アドバイザーによる支援  
「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」の予算確保を！
- 校内無線LAN環境の整備
- 大型提示装置
- 学習者用1人1台PC

## 【要望項目】

### 1 学校におけるICT環境の充実

- (1) Society5.0に向けて必要な資質・能力を育むためには、各学校において個別最適化学習や協働学習等を行うためのICT環境の整備が不可欠となっている。「STEAMライブラリー」などの良質な授業コンテンツがスムーズに活用できるよう、校内の無線通信を強化する「GIGAスクールネットワーク構想」の実現に係る予算を確実に確保すること。また、地方自治体の負担が軽減されるよう、本事業に地方債制度を適用するとともに、その内容について拡充を図ること。
- (2) 「新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業」について、Society5.0に必要な資質・能力を育むSTEAM教育を強力に推進できるよう、ICT活用アドバイザー等を活用できる本事業の予算を確保すること。
- 2 「SNS等を活用した相談体制構築事業」について、補助事業30地域を継続するとともに、外国人児童生徒や保護者が、文化や生活習慣の違いや言葉が通じないことから生じる生活や学習に関する不安や悩みについて、母国語で相談ができる体制を構築するために必要な予算を措置すること。
- 3 いじめや児童虐待など、学校で生じるさまざまな問題に対応するため、スクールロイヤーによる「いじめ予防授業」の実施やいじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援など、スクールロイヤーの派遣の継続実施に向けて必要な予算を確保できるよう、十分な交付税措置を講じること。

【教育委員会】

## SNSを活用した相談窓口

### 母国語で相談できる体制

#### 構築のための予算措置を！

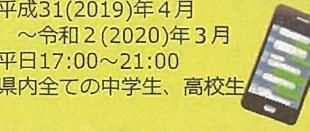
相談したい時に気軽に安心して相談できる窓口  
開設期間：平成31(2019)年4月

～令和2(2020)年3月

相談時間：平日17:00～21:00

対象者：県内全ての中学生、高校生

年次	H30 (2018)	R1月末 (2019)
相談件数	1,005件	478件
うちいじめ	251件	65件
うら学校への連絡対応	4件	—



ポルトガル語をはじめとする26言語

日本語  
翻訳

## スクールロイヤーの活用

### ○弁護士によるいじめ防止の出前授業

●令和元年度 27校実施予定（9月末現在）

●三重弁護士会と協力して作成した「いじめ事例別ワークシート」を活用  
【授業実施前後の児童生徒の意識の変化（平成30（2018）年度）】

◆いじめ防止のために自分にできることがある 39.0% → 59.4% (20.4%増)  
◆いじめがどんなことかわかっている 57.3% → 84.3% (27.0%増)



### ○いじめの問題の解決に向けた学校への弁護士派遣

●「学校いじめ防止基本方針」の検証など、いじめの未然防止・早期対応に取り組む学校への支援

●「いじめ事例別ワークシート」を活用した教職員研修会の実施  
【平成30（2018）年度実施結果】

・派遣学校数：合計9校13回  
・会議や対応に係る時間が1回あたり86分縮減

継続実施に向けた  
予算確保を！

## 13 中小企業・小規模企業の経営力向上（事業承継、事業継続力強化、生産性向上）の推進

(経済産業省、中小企業庁)

【要望項目】**制度**・**予算**

- 1 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を進めるため、事業承継時の経営者の個人保証の見直しや第三者による事業承継時の税制に関して、以下の施策を講じること。
  - (1) 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、金融機関において前経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めるようするなど、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
  - (2) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業・小規模企業の経営状況の透明性確保（「見える化」）や経営者保証の解除に向けた金融機関に対する協議などの支援ができる人材を、事業承継ネットワーク内に配置すること。
  - (3) 後継者不在の中小企業・小規模企業について、株式譲渡や事業譲渡などM & Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するため、株式譲渡益などへの課税を一定期間繰り延べるなどの税制優遇措置等を講じること。
- 2 中小企業強靭化法の成立に伴い、商工会または商工会議所と市町が共同して策定する「事業継続力強化支援計画」について、計画実現のために行うハンズオン支援や人材育成の取組への財政措置を設けること。また、商工会または商工会議所の経営指導員等が中小企業・小規模企業の事業継続力強化指導に関するスキルを身に着けることができるよう研修を一層充実すること。
- 3 「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」の制度を改善し、地域の中小企業・小規模企業が自ら経営課題を認識し、解決に向けて県と商工団体等の支援機関が一体となって取り組めるよう支援措置を一層充実すること。また、「Society5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業におけるIT活用を促進するため、IT導入補助金を充実すること。

### 《現状・課題等》

#### 1 事業承継に対する支援

本県では、金融機関や商工団体、士業等専門家の民間機関、公的機関からなる「三重県事業承継ネットワーク」により事業承継を推進しています。本県の中小企業経営者の平均年齢のピークは60歳代で、今後現状を放置したまま廃業が急増すると、県内では10年間の累計で約8.3万人の雇用、約3,300億円のGDPが失われるという試算結果もあり、円滑な事業承継が進展するよう支援する必要があります。

#### （経営者保証）

- 概ね60歳以上の経営者が対象の「県内中小企業の事業承継に関するアンケート」結果では、後継者未定企業は36.4%、廃業検討企業は15.5%で、廃業を検討する理由の44.2%が後継者難です。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構の調査では、後継者が未定の70歳以上経営者のうち後継者候補はいるが承継を拒否している割合が22.7%で、このうち経営者保証を理由に承継を拒否している割合は59.8%で、経営者保証は大きな課題です。

- 県内事業者からは、「事業承継に当たっての課題は銀行取引における個人債務保証である」、「代表取締役が連帯保証人となる慣習については、法的対応を含め、制度設計の改革が必須であると感じている」等の意見を受けています。
- 平成 26（2014）年 2 月に策定された「経営者保証に関するガイドライン」の浸透・定着により、経営者保証のない新規融資は徐々に増加しているものの、現在でも融資全体の約 9 割は経営者保証付きであり、経営者保証の解除は進んでいません。経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう、ガイドラインの特則を策定するとともに、中小企業・小規模企業がこの特則の要件を充足できるよう、経営者保証の解除に向けた交渉を金融機関とできるような支援体制の一層の整備が必要です。

#### （事業承継にかかる税制面の拡充）

- 事業承継の促進にあたり、平成 30（2018）年度から法人版事業承継税制が拡充された後、平成 30（2018）年には三重県における「三重県事業承継緊急宣言」の決定、さらに全国知事会議において本県から提案・説明を行った「中小企業の事業承継支援にかかる緊急宣言」が決議されたこともあります、平成 31 年度税制改正において、相続税・贈与税に係る個人版事業承継税制が創設されています。
- さらに事業承継を幅広く円滑に進めるため、後継者不在の中小企業等の経営者が、親族でない他企業やファンドなどの第三者に株式や事業を譲渡する際にかかる譲渡益などへの課税を一定期間繰り延べることで税の負担軽減をはかるなどの措置を講ずる必要があります。

## 2 事業継続力強化に対する支援

本県は、中小企業・小規模企業の事業継続に係る対策が遅れている中、中小企業強靭化法により策定しやすくなった「事業継続力強化計画」を活用し、また、三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正も念頭に置いて、事業継続力の強化に向けた推進施策を検討しています。

現在、商工会および商工会議所では、「事業継続力強化支援計画」の策定において、企業ごとに作成する「事業継続力強化計画」へのハンズオン支援や人材育成を検討しており、こうした計画の実現に向けた取組への財政措置が必要です。また、現行の商工会および商工会議所において、中小企業・小規模企業の事業継続力強化に関する知見やスキルを持った経営指導員は少ないため、地方における研修会の開催や Web 研修の充実が必要です。

## 3 中小企業・小規模企業の生産性向上に対する支援

本県は、平成 26（2014）年の三重県中小企業・小規模企業振興条例の施行にあわせて、県内の中小企業・小規模企業が生産性向上をはじめとする経営課題を自ら認識し、解決に向けて具体的に取り組む計画を県が認定し、計画の実現を商工団体など関係者が一体となって支援する取組（「三重県版経営向上計画」）を行っています。計画の認定を受けた企業は、計画を実現するため、専門家派遣や三重県中小企業融資制度、日本政策金融公庫の融資制度の活用が可能です。なお、専門家派遣について、令和元（2019）年度から財源の一部に地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金を活用しています。

「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」は、活用後 5 年間にわたり対象企業の売上高および経常利益等の報告が求められています。例えば、IT 活用の専門家派遣メニューを 1 回活用した場合、その後 5 年間の報告義務が発生するなど、小規模企業にとって負担が大きく、支援内容に応じた適切な効果測定が必要です。また、「Society5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業における IT 活用を促進するため、IT 導入補助金の充実が求められています。

事務担当 履用経済部中小企業・サービス産業振興課

関係法令等 中小企業等経営強化法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、中小企業経営承継円滑化法、産業競争力強化法

# 13 中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上)の推進

(経済産業省、中小企業庁)

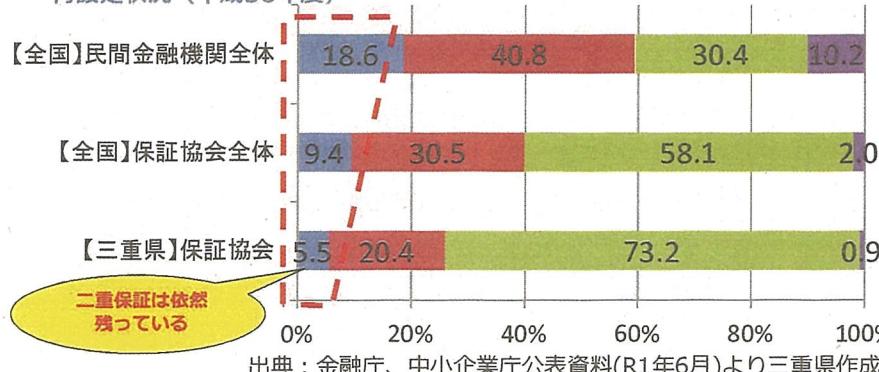
## 事業承継の促進に向けた取組 ～経営者保証の解除～

### ◆新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

	H27	H30
【全国】政府系金融機関平均	24.0%	→ 36.1%
【全国】信用保証協会平均	(データなし)	24.8%
【全国】民間金融機関平均	12.1%	→ 19.1%

新規融資については、この3年間で割合が増加

### ◆事業承継時の経営者保証の再設定状況(平成30年度)



### 課題

- 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の定着による新旧経営者（個人）保証の二重徴求の撤廃
- 金融機関に対して、経営者保証解除などの交渉ができる新たなネットワーク人材の確保

### 【要望項目】

- 中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を進めるため、事業承継時の経営者の個人保証の見直しや第三者による事業承継時の税制に関して、以下の施策を講じること。
  - 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定し、金融機関において前経営者と後継者の双方から原則として二重の個人保証を求めないようにするなど、融資慣行としての同ガイドラインの一層の浸透・定着等を図ること。
  - 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、中小企業・小規模企業の経営状況の透明性確保（「見える化」）や経営者保証の解除に向けた金融機関に対する協議などの支援ができる人材を、事業承継ネットワーク内に配置すること。
  - 後継者不在の中小企業・小規模企業について、株式譲渡や事業譲渡などM&Aを通じた親族以外の第三者による事業承継を促進するため、株式譲渡益などへの課税を一定期間繰り延べるなどの税制優遇措置等を講じること。

## 事業承継の促進に向けた取組 ～第三者事業承継税制の整備～

### これまでの取組

#### 法人版事業承継税制の拡充 (H30改正)

対象株式等の上限の撤廃、対象者の拡大などの税制の要件を抜本拡充  
県内認定件数

H21～28（国認定） 18件  
H29～R1/9月（県認定） 21件  
・わずか2年半で、これまで(8年間)の国認定件数を上回る実績

#### 個人版事業承継税制 (H31改正)

土地、建物等の承継にかかる相続税・贈与税の100%納税猶予制度を創設

県内計画確認件数 R1/4～9月 1件

### 現在

事業引継ぎ支援センター（※）相談件数  
(※)後継者不在や事業引継ぎの不安に対応する機関

H27 167件 → H30 411件 (146%増)  
親族間承継に加え、第三者承継に対するニーズが増加

さらなる円滑な事業承継を促進するための  
第三者事業承継税制の整備

【雇用経済部】

## 13 中小企業・小規模企業の経営力向上(事業承継、事業継続力強化、生産性向上)の推進

(経済産業省、中小企業庁)

### 事業継続力強化に向けた取組

～みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会～

#### 三重県企業の事業継続計画策定割合

大企業 67.7%

中小企業 17.0%

小規模企業 3.3%

(三重県事業所アンケート(R1年7月)  
(n = 1,143)

- 中小企業・小規模企業の対策に遅れ。
- 三重県中小企業・小規模企業振興条例の改正を念頭に置き、対策を検討。



みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会  
令和元年8~9月、県内5地域で開催

「小規模企業に防災・減災に取り組んでもらうためには、セミナー開催だけでは不十分」(支援機関)

「事業継続力強化計画の策定を推進したいが、支援できる人材が県内にいない」(支援機関)

⇒商工会・商工会議所が行う防災・減災ハンズオン支援や人材育成の取組を補助対象に！

### 生産性向上に向けた取組

～三重県版経営向上計画／IT導入補助金の活用～

- 三重県版経営向上計画…「経営革新計画」の敷居を下げ、より小規模企業も取り組みやすくした三重県オリジナルの経営計画制度。課題把握、実施計画、本格実行を段階的にサポート。計画の実現に向けて、専門家派遣や資金調達を県が支援。令和元年度事業から国補助金を活用。

	H26	H27	H28	H29	H30	計
認定件数	166	293	392	378	408	1,637
認定後に営業利益が増加もしくは横ばいの企業割合(%)	61.7	64.6	66.0	66.8		認定企業は、県内の中小企業平均を約5%上回る成果

⇒国が求める実績報告書の負担が大きい。制度の改善を！

### IT導入補助金

	H28補	H29補	H30補	県内中小企業5万社に対し、活用企業はわずか
補助率	2/3	1/2	1/2	
三重県採択件数	225件	760件	110件	

⇒「Society5.0」の実現に向けて、IT活用の必要性は高まっている。  
中小企業における導入促進のため、補助金の充実を！

#### 【要望項目】

- 2 中小企業強靭化法の成立に伴い、商工会または商工会議所と市町が共同して策定する「事業継続力強化支援計画」について、計画実現のために行なうハンズオン支援や人材育成の取組への財政措置を設けること。また、商工会または商工会議所の経営指導員等が中小企業・小規模企業の事業継続力強化指導に関するスキルを身に着けることができるよう研修を一層充実すること。
- 3 「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」の制度を改善し、地域の中小企業・小規模企業が自ら経営課題を認識し、解決に向けて県と商工団体等の支援機関が一体となって取り組めるよう支援措置を一層充実すること。また、「Society5.0」の実現に向けて、中小企業・小規模企業におけるIT活用を促進するため、IT導入補助金を充実すること。

【雇用経済部】

## 14 「空飛ぶクルマ」の社会実装の推進

(内閣府、経済産業省、国土交通省)

【要望項目】制度・予算

新たなテクノロジーである「空飛ぶクルマ」を活用して、交通、観光、防災、生活等のさまざまな地域課題を解決し、地域における生活の質の維持・向上と新たなビジネスの創出を実現するため、「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取組に対する支援を行うこと。

- 1 近未来技術を総動員し、「空の移動革命」により移動の完全ユビキタス化を実現するため、産学官が連携して行う「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた技術開発、新たな社会モデル実証研究等への総合的支援を行うこと。
- 2 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現に向けた地域のグランドデザイン策定や、離着陸場・管制システム等のインフラ整備等、「空飛ぶクルマ」の社会実装に必要な環境整備に対する財政的支援を行うこと。

### 《現状・課題等》

「空飛ぶクルマ」については、平成30（2018）年12月に国においてロードマップが取りまとめられ、「物の移動」「地方での人の移動」「都市での人の移動」のほか、「災害対応」「救急」「観光」等への利活用が想定されています。

また、このロードマップにおいて、事業者による利活用の目標として、令和元（2019）年に試験飛行・実証実験等、令和5（2023）年に事業スタート、2030年代に実用化の拡大が定められています。

本県においても、「空飛ぶクルマ」の実現により、地域における生活の質の維持・向上と、新たなビジネスの創出をめざしていますが、「空飛ぶクルマ」は新たなテクノロジーであり、社会実装に向けて、産学官が連携した技術開発の促進や新たな社会モデルの構築、地域における受入れに向けた環境整備を行う必要があります。

- 1 「空飛ぶクルマ」については、国内外の事業者が開発を進めているところですが、実用化に向けては、機体や電池をはじめとしたハードウェアに加えて、制御システム等のソフトウェアの開発に多くの技術を結集する必要があります。

また、移動の完全ユビキタス化の実現に向けては、「空飛ぶクルマ」と既存の交通サービスの統合など、新たな社会モデルの構築が必要です。

このため、高等教育機関、機体・ソフトウェア開発事業者、物流・観光事業者、金融機関、地元自治体が結集し、産学官連携にて「空飛ぶクルマ」の開発と新たな社会モデルの構築に取り組む必要があります。

- 2 「空飛ぶクルマ」が活躍する社会の実現には、地域特性を生かしたビジネスモデルや、既存の交通手段と人の流れを見据えた飛行ルートなど、地域のグランドデザインの策定のほか、「空飛ぶクルマ」に対応した離発着場や管制システムをはじめとするインフラ整備等、受入れに向けた環境整備が必要です。

事務担当 履用経済部中小企業・サービス産業振興課  
関係法令等 航空法